

被保険者各位

富士通健康保険組合

【印 略】

短時間労働者に対する健康保険の適用拡大および
扶養認定基準の一部変更について（ご通知）

2016年10月1日より、短時間労働者に対する健康保険等の適用拡大および扶養認定基準の一部が変更となります。

つきましては、下記の通りご案内いたします。

記

1. 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について

(1) 改定内容

[改定前]

週30時間以上勤務する従業員は健康保険に加入

[改定後]

週30時間未満勤務者であっても、以下を「全て」満たす場合は健康保険に加入

- 1) 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 2) 月額賃金が8.8万円以上
- 3) 勤務期間が1年以上見込まれること
- 4) 従業員501人以上の企業に勤務していること
- 5) 学生でないこと

(2) 被保険者の方が該当した場合

現在加入している健保組合へ、資格喪失の手続きが必要になります。

「資格喪失届」に新健康保険証の写しと、現在、お持ちの健康保険証（被扶養者がいる場合）は、全員分を添付し、お手続きをお願いします。

なお、当健保組合の任意継続・特例退職被保険者の方が上記適用拡大に該当した場合は、[「富士通健保組合にご加入の任意継続・特例退職被保険者の皆様へ」](#)をご確認のうえ、資格喪失のお手続きをお願いします。

(3) 被扶養者の方が該当した場合

「健康保険被扶養者（異動）届」に、新健康保険証の写しと、現在、お持ちの健康保険証を添付し、減少申請を行ってください。

2. 扶養認定基準の一部変更について

～兄弟の扶養認定における同居要件の撤廃について～

兄弟の扶養認定において、被保険者と同居していることが扶養認定条件となっておりましたが、この同居要件が撤廃となります。2016年10月1日以降は、兄弟姉妹の区別なく、「生計維持関係」の条件のみとなります。

別居の場合は、被保険者から被扶養者に対し、被扶養者の年収を超える金額（下限額：54,000円）を銀行振込等で毎月、送金してください。

以 上
適用給付グループ
電話：044-738-3010